

「埼玉県犯罪被害者等支援条例」の概要について

背景

誰もががある日突然、犯罪被害者やその家族、遺族(以下「犯罪被害者等」という。)になり得るおそれがあります。

犯罪被害者等は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接の被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応によって間接的にも苦しめられています。

誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪を予防することにとどまらず、犯罪被害者等に対する適切な対応と支援が必要です。

そこで、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を目的に、本条例は制定されました。

条例の概要

目的

- 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県や県民、事業者等の責務を明らかにする。
- 犯罪被害者等支援施策の基本となるべき事項を定め、総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減を図る。
- 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現を図る。

基本理念

○ 尊厳にふさわしい処遇の保障

全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

○ 支援の適切な推進

犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行われなければならない。

○ 切れ目のない支援

被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく支援が受けられるよう推進されなければならない。

責務

県

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施、市町村その他関係機関等との相互連携

県民

犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解、二次的被害への配慮、支援に関する施策への協力

事業者

犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解、二次的被害への配慮、犯罪被害者等支援に努める

指針の策定

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「犯罪被害者等支援に関する指針」を定める。

基本的な施策

- ① 相談及び情報の提供
- ② 心身に受けた影響からの回復
- ③ 日常生活の支援
- ④ 安全の確保
- ⑤ 居住の安定
- ⑥ 雇用の安定
- ⑦ 経済的な助成に関する情報提供等
- ⑧ 広報及び啓発
- ⑨ 人材の育成
- ⑩ 民間支援団体等による支援の推進

推進体制の整備等

- 犯罪被害者等ワンストップ支援体制の整備及び機能の充実
- 支援関係機関相互の連携強化
- 市町村の総合的対応窓口体制充実のための援助